

## 新庄村空き家活用による定住支援活動交付金交付要綱

平成 30 年 6 月 13 日

告示 66 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、新庄村空き家情報バンクに登録されている物件に入居した者が、入居後において地域に円滑にとけ込めるよう、新庄村民が率先して入居者の受入れを行う活動について交付金を交付し、地域の活性化を推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政区 新庄村行政区設置規則（昭和 47 年 4 月 1 日規則第 3 号）に定めるものをいう。

(2) 入居者 本村へ定住の意思をもって転入した者で、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき本村の住民基本台帳に記録されている者

イ 本村において新庄村空き家情報バンクに一般専用住宅として登録されている物件を賃借又は購入した者

ウ イの空き家所有者と 3 親等内の親族でない者

### (交付の要件)

第 3 条 この交付金の交付にあたっては、前条第 2 号のイに規定された物件において、当該物件への入居者が決定し、かつ、当該入居者が行政区が構成する自治組織へ加入することを要件とする。

### (交付対象団体)

第 4 条 この交付金の交付対象団体は、第 1 条に定める支援を主体的に率先して行う行政区とする。

### (交付金の額)

第 5 条 この交付金の額は、2,000 円に地区戸数を乗じたものとし、メルヘンの里商品券で交付する。

### (交付金の申請)

第 6 条 この交付金の交付を受けようとする行政区の区長（以下「申請者」という。）は、当該物件の入居者が行政区に加入した場合に新庄村空き家活用による定住支援活動交付金申請書兼請求書(様式第 1 号)に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

### (交付決定及び交付金の交付)

第 7 条 村長は、前条による書類の提出があったときは、この要綱に基づき審査し、交付金の交付の可否を決定し、申請者に対して新庄村空き家活用による定住支援活動交付金交付・不交付決定通知書(様式第 2 号)（以下「決定通知書」という。）により速やかに通知するものとする。

2 前項に定める交付の可否の決定について、適当と認める場合は交付金を交付する。

3 交付金の交付は、交付決定を通知した日から 60 日以内に行う。

(申請の取下げ)

第 8 条 申請者は、決定通知書による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、決定通知書を受理した日から 20 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付金の返還)

第 9 条 村長は、偽りその他不正な手段により、交付金の交付を受けた団体があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 60 日以内に返還命令額を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。